

造船法施行令案 参照条文

目次

○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号））
（）第四条の規定による改正後の条文） 1

○株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄） 1

○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号））第四条の規定による改正後の条文）

（公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務）

第十五条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十七条第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第二十条第一項及び第二十六条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

（指定金融機関の指定）

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業基盤強化促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、事業基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二・三 （略）

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二・三 （略）

○株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄）

（内閣総理大臣への権限の委任）

第三十条 法第五十九条第一項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による主務大臣の立入検査の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 （略）

(財務局長等への権限の委任)

第三十一条 法第六十条第三項(法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により金融庁長官に委任された権限(次条において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、公庫の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第五十九条第一項の規定による立入検査

二 法第六十条第二項(法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告(法第五十九条第一項に係る部分に限る。)

2 前項第一号の規定による権限で公庫の本店以外の支店その他の施設又は法第五十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設(以下この条において「公庫の支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該公庫の支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3・4 (略)